

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	平成28年11月8日～平成29年1月30日
評価調査者番号	① H17-a002
	② H17-b004
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) ハロー保育園	種別：保育所
代表者氏名： (管理者) 施設長 宮野 恵理子	開設年月日 平成14年 4月 1日
設置主体： 社会福祉法人 愛光会 経営主体： 社会福祉法人 愛光会	定員100名 (利用人数) 112名
所在地：〒430-0825 浜松市南区下江町522番地	
連絡先電話番号： 053-425-5586	FAX番号 053-545-5615
ホームページアドレス	http://www4.tokai.or.jp/aikokai-haro/

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事		
地域子育て支援事業 障害児保育事業 地域交流事業 延長保育事業 外国人児童保育事業 食育推進事業 第三者評価受審	運営説明会、芳川の里訪問、親子遠足、交通指導教室、お泊り保育、七夕まつり、夏まつり、総合防災訓練、祖父母交流会、運動会、焼きいも大会、みかん狩り、おもちつき大会、冬のお楽しみ会、草すべり、節分のつどい、ひな祭り、お別れ遠足、卒園式など		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室5部屋、医務室、子育て支援室、育児相談室、保育士室	図書コーナー、菜園、飼育小屋、厨房、園庭（砂場 鉄棒、すべり台など）、プール、駐車場		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	調理員	3（非常勤）
保育士	17 5（非常勤）	事務員	1 1（非常勤）
看護師	1	用務員	2（非常勤）
栄養士	1		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

- 中・長期計画が施設整備、運営関係、保育内容等について収支計画と共に策定しています。
- 職員の残業を失くし、園長は業務の効率化に指導力を発揮しています。
- 園長、保育士、看護師が中心となり、育児相談を積極的に行なっています。地域への広報も盛んに行なわれています。
- 地域の自然を生かし、身近な動物や自然現象に関心を持たせる保育に取り組んでいます。
- 保護者はもちろん、地域の自治会やシニアクラブなどの協力のもと、園の行事は地域に大きく開かれ、また住民参加型で行なわれています。
- 食育に力を入れ、子どもたちが種まきから収穫まで主体的に関わります。収穫した野菜は調理して、保護者と美味しく食べる喜びを体験できます。

◆ 特に改善を求められる点

- 実施していても記録がないものがあります。記録することの重要性をさらに意識し、記録の仕方について統一することが必要です。
- 一般的に保護者の関心が高い、事故や感染症などに対する安全管理について危機管理や管理状況の理解を深める取り組みが必要です。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価では、熱心に運営書類等の資料を調べ、審査していただきありがとうございました。開園 15 年を迎えると同時に、来年度子ども園になるにあたり、今一度運営面及び保育、教育について、第三者の目で評価していただき、よりよい園にしていきたいと考え、第三者評価を受けさせていただくことにしました。

第三者評価を受けるにあたっては、現在のありのままの状況を見て頂き、良い点はより一層目標を高く持ち、改善点は職員全員で努力をしていこうという姿勢で受審しました。そして、評価項目ひとつひとつを確認することにより、園で大切にしてきたことを確認することができました。保育の見直し、気づき、改善点などが明確になり、勉強になりました。

評価結果ですが、サービス面については良い評価を頂けたこと、職員の励みとなり、今後も一層、職員一丸となって子ども、保護者、地域を大切にした保育園にしていくことを確認しました。ただ、文書や記録、資料等の不十分さで、A評価が頂けなかったものについては、改善できるところは努力していきますが、文書作成に追われ、子どもの保育に支障が生じると考えられるものについては、評価基準の検討を考えて頂けるとうれしいです。また、前回よりも評価が下がった部分について、理由が明確にされないと保護者の皆様にご理解及び納得して頂くことができないと思うので、評価基準が変わったことを文章で公表して頂けるとありがたく思います。

また、保護者の皆様にはアンケートにご協力頂き、ありがとうございました。

園の研修テーマでもある「コミュニティあふれる保育園をめざして」子ども達、保護者の方、地域の方々そして職員で協力し合い、より良い保育園を作りたいと思います。長期目標に向け、こども達一人一人に寄り添い、育ち合い、皆が笑顔で安心・安全で過ごせる園を目指し、これからも努力していきたいと思っております。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*理念・基本方針を明文化している。</p> <p>*理念や基本方針について、職員や利用者等に周知する取り組みは実施しているが、周知状況の確認が行われておらず十分でない。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*中・長期計画が施設整備、運営関係、保育内容等について収支計画と共に策定している。</p> <p>*中・長期計画の内容が、単年度の事業計画に部分的にしか反映されておらず十分でない。</p> <p>*事業計画の策定手順について明示した資料がない。</p> <p>*事業計画を職員に周知するための取り組みは実施しているが、事業計画の進捗状況の報告等について確認できる資料がない。また、保護者に対しても周知のための取り組みは実施しているが、その周知状況を確認しておらず十分でない。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*職制に基づく職務分掌表以外に、管理者の責任と役割について職員に表明している資料がない。機関誌等で管理者の想いは伝えている。</p> <p>*職員に対して法令遵守のための理解を促す取り組みは実施しているが、資料等がリスト化されておらず十分でない。</p> <p>*職員の残業を失くし、業務の効率化については、指導力を発揮している。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*事業経営を取り巻く環境について、把握していることもあるが、具体的なデータ収集は行っていない。</p> <p>*今後の見通しを持った計画を策定しているが、定期的なコスト分析や改善すべき課題については明確にされておらず十分でない。</p> <p>*外部監査は、税理士による監査が実施されている。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*職制に基づく職務分掌について書面化している。</p> <p>*職員確保の工夫等は見られるが、人員体制に関する基本的な考え方や、人事管理に関する方針等が明確にさされていない。</p> <p>*人事考課については、個別面談を実施し評価もしているが、客観的な基準に基づいて実施されていない。</p> <p>*職員が相談したいときには、カウンセラーや専門家に相談できる体制が明確でない。</p> <p>*職員の福利厚生は総合的な内容で実施している。</p>

<p>3 安全管理</p>	<p>*安全のための各種マニュアルを整備している。 *衛生管理については大量調理のみで、他のマニュアルがない。 *マニュアルの定期的な見直しについて明確になっていない。 *想定される事故に対する損害賠償保険に加入している。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>*地域の福祉ニーズの把握について、具体的な福祉・子育てニーズが把握されていない。 *親子ひろばや園庭開放などの取り組みを行い、シニアクラブや老人ホームへも働きかけを積極的にしている。</p>
<p>評価対象Ⅲ 1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*子どもの尊厳、子どもや保護者のプライバシー保護に関する規程を設け、職員の服務規程にも明示されていて職員会議で周知している。 *食育に力を入れ、種まきや収穫体験、保護者との試食会など、子どもの食生活を充実させるために家庭との連携を定期的に行なっている。 *保護者との個別相談や懇談会の開催など、保護者の意見を聞くための積極的な支援を行なっている。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>*自己評価の結果について問題点を職員会議で共有し、改善結果を次につなげるなど、定期的に評価を行なう体制が整備されている。 *保護者からの意見やアンケート、また職員の反省等を基に、定期的に全職員で保育サービスについての見直しを行なっている。 *戸外で心地よく運動や遊びができる環境が整備されている。 *専門の看護師を中心とした子ども一人ひとりに対する健康管理や情報共有がなされている。 *異年齢と協同することでコミュニケーション力を培うなど、基本的な生活習慣を養う配慮がなされている。 *配慮の必要な子どもには個別支援計画を立て、必要に応じてケース会議や支援計画の見直しを行なっているが、定期的に行なっていない。</p>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<p>*園だよりや施設要覧の配布、ホームページの定期的な更新、また見学を自由に受け付けるなど、園情報を積極的に提供している。 *入園時に園長が入園規則や施設要覧等を説明し、保護者が内容を理解した上で承諾書を受領している。 *転園時には保護者に転園先の情報を伝えたり、保護者の承諾を得て転園先に情報を伝えたりするなど、サービスの継続性に配慮している。</p>

<p>4 サービス実施 計画の策定</p>	<p>*園で定められた調査票および手順に従い、アセスメントを定期的に行なっている。 *保育課程、年間指導計画、月間指導計画等は保育方針に基づき全職員協力体制の下で編成されている。 *指導計画は子どもの発達や地域の特性を踏まえて編成されている。 *入園時に保育計画等を説明し保護者に承諾を得てはいるが、説明と同意を得るマニュアルは定めていない。 *定期的にサービス実施計画の評価・見直しは行なっているが、見直しに関する手順を定めて実施していない。</p>
---------------------------	--

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	B
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	B
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 事業計画の策定が組織的に行われている。	B
	② 事業計画が職員に周知されている。	B
	③ 事業計画が利用者等に周知されている。	B

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	B
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	B
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
	③ 外部監査が実施されている。	A

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	B
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	B
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	B
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	B
④	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	A
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	B
②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	B
④	発生した事故を把握している。	A
⑤	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
⑥	安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	B
⑦	事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。	A

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
②	施設が有する機能を地域に還元している。	A
③	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	B
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	B
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	B

	③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	B

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	A
	② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	A
	③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	A
	④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	A
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	A
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	A
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	A
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	A
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	A
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A

Ⅲ-2-(7) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	B

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	A
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子ども心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	A
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	A
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	B